

## 事業構想大学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 判定

2024年度大学評価の結果、事業構想大学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025年4月1日から2032年3月31日までとする。

### II 総評

事業構想大学院大学は、設置校全体の大学の理念を「知の実践研究・教育で社会の一翼を担う」とし、その理念に基づき「事業と社会を構想する人材の育成」を目的として定めている。また、大学の理念・目的を達成するため、設置法人である学校法人先端教育機構（事業構想大学院大学・社会構想大学院大学）において、法人としての中期計画を策定し、教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、「内部質保証に関する方針」において、その推進に責任を負う組織を「自己点検・評価委員会」と定めている。しかしながら、実態としては、規程等に定めのない「専任教員α会議」が改善策等の協議をするなど、内部質保証において重要な役割を担い、「自己点検・評価委員会」は毎年の点検・評価のとりまとめのみを行っており、内部質保証の推進に責任を負う組織としての役割を十分に果たしているとはいえない。そのため、方針及び手続を見直し、内部質保証の推進に責任を負う組織を明らかにして内部質保証システムを整備するよう、改善が求められる。

教育については、理念・目的及び研究科の教育研究上の目的を踏まえ、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に「発・着・想の能力」「構想構築の能力」「人々を動かすコミュニケーション能力」の3つの能力を具体的に定めている。その学習成果は「院生アンケート」及び「事業構想計画書」の審査により把握していることから、今後もアンケートの回収率等の向上と、学生が身につけた能力の可視化を含めた検証を継続していくことを期待したい。

法人としての中期計画に定める「事業構想の全国的普及に向けて」の実現にあたり、2018年度に大阪校と福岡校を、2019年度に名古屋校を、2022年度に仙台校を開設している。これにあわせ、複数のキャンパス間での連携、双方向型オンライン授業・ハイフレックス授業の実施、ICT環境の改善、社会人大学院学生が無理なく就学と就業を両立できる環境の充実に取り組むことなどを整備方針としている。

キャンパスの地方都市への展開とともに、キャンパス所在地における地域に根差し

た取り組みも増加している。特色ある取り組みとして、社会連携・社会貢献活動が挙げられる。特に「事業構想研究所」における「事業構想プロジェクト研究」は、キャンパス所在地を中心として、当該地域の課題を解決するための「事業構想」を社会に還元するものであり、「事業構想プロジェクト研究」の採択件数は毎年増加している。さらに、これらのプロジェクト研究を経て社会実装に至った事例もあることから、この活動は、当該大学の理念・目的を実現する取り組みとして、高く評価できる。また、法人の中期計画では、今後も地域展開を行う予定としていることから、それぞれの地域に根差した「事業構想プロジェクト研究」が更に拡大し、社会連携活動・社会貢献活動を通じて教育に還元していくことを期待したい。

一方で、既述の内部質保証に加え、改善すべき点もある。大学としての具体的な中期計画を2024年度以降策定していない。同法人に設置する他大学と目的や理念も異なることから、当該大学としての将来を見据えた具体的かつ実現可能な計画を定めるよう、改善が求められる。

当該大学では、迅速な意思決定により、大学としての理念・目的の実現に向け、教職員全体で取り組んでいる。今後は、内部質保証システムを機能させることで、大学として社会への説明責任を十分に果たすとともに、更なる発展を遂げることを期待したい。

### Ⅲ 概評及び提言

#### 1 理念・目的

##### <概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

法人の理念である「知の実践研究・教育で社会の一翼を担う」に基づき、大学の目的を「事業と社会を構想する人材の育成」と定めている。

上記の理念・目的を踏まえた大学院における人材育成その他の教育研究上の目的を、「企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ『人財』の育成」と定めている。なお、当該大学は一大学一研究科で構成しているため、大学の理念・目的と研究科の理念・目的は一致している。

以上のことから、理念に基づき、大学及び大学院の目的を定めるとともに、研究科において、適切に人材養成の目的を明示しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学及び大学院の理念は、『学校法人先端教育機構パンフレット』『事業構想

## 事業構想大学院大学

大学院大学パンフレット』に掲載し、大学院の目的については、「事業構想大学院大学学則」（以下「学則」という。）に定めている。

なお、これらの目的等については、大学ホームページで公表しているほか、年複数回発行する広報誌に掲載することで、周知を図っている。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に定め、社会に公表しているといえる。

### ③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

設置法人において、2020年度から2024年度までの5年間の中期計画として、「学校法人先端教育機構第1期中期計画」を策定し、大学の中期計画としては「事業構想の全国的普及に向けて」「博士後期課程の設置」などを掲げている。設置法人は、特性の異なる2つの専門職大学院大学を有しているものの、法人の中期計画にはそれぞれの大学についての具体的な計画を定めているとはいいがたい。

当該大学は2021年度から2023年度までの3年間の中期計画として、「事業構想大学院大学中期（令和3～5年）計画」を策定し、「教育研究の充実」「事業構想の全国的普及に向けて」「博士後期課程の設置」からなる重点項目を定めていた。具体的には、「教育研究の充実」では、「事業構想学」の体系化を実現する第一歩として、2018年より毎年『事業構想研究』を発行することで、学術・実務の各教員の事業構想を蓄積している。また、2022年から毎月研究会を実施し、専任教員による事業構想に関する報告と共有の場を設けており、これを発展させることで、5年後を目安に事業構想学会の設立を目指している。さらに、「事業構想の全国的普及に向けて」では地域の中小企業の持続的発展と人材育成を行うために、47都道府県に大学のサテライト校を設置する構想を掲げている。加えて、博士後期課程の設置についても、法人の中期計画に記載しており、実現に向けて取り組んでいる。

なお、当該大学としての中期計画は、2024年度以降について策定していない。2021年度経営系専門職大学認証評価においても、法人の中期計画に掲げる「事業構想学」の体系化については、いまだ「事業構想学」を十分に定義するには至っていないとの指摘がなされていることから、大学としての将来を見据えた具体的かつ実現可能な計画を定めるよう、改善が求められる。

## <提言>

### 改善課題

- 1) 法人としての中期計画を定めているものの、大学としての中期計画は2024年度

以降策定していないことから、大学の理念・目的の達成に向けて、2021年度の経営系専門職大学院認証評価の結果を踏まえた具体的かつ実現可能性のある中・長期計画を早期に策定するよう改善が求められる。

## 2 内部質保証

### <概評>

#### ① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として、学則に「教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」と定めている。また、「点検及び評価については、別に定めるところにより、実施するもの」としており、2022年度の教授会において、「事業構想大学院大学運営方針」の一部として、「内部質保証に関する方針」を示し、「内部質保証の推進に責任を負う組織は、自己点検・評価委員会」とし、「内部質保証は、受審する認証評価機関の定める基準を基に実施する」ことを定め、「内部質保証で得られた点検・評価の結果を、学内の教職員に対し確実に共有を図るとともに、大学ホームページ等を通じて広く社会に公表する」こととしている。

上記の方針については、大学ホームページにおいて公表しているほか、教職員に対しては2022年度の教授会資料として配付し、共有している。

なお、内部質保証のための手続については、方針に明示していないものの、「自己点検・評価委員会規程」において、毎年自己点検を実施し、学長が自己点検・評価を実施した結果、改善が必要である事項については、遅滞なく必要な措置を講ずると定め、「事業構想大学院大学内部質保証体制・プロセス図」（以下「内部質保証体制・プロセス図」という。）に手続を明示している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示している。ただし、後述するように、実態としては規程等に定めのない「専任教員α会議」が内部質保証において重要な役割を担っており、方針上で内部質保証の推進に責任を負う組織として定める「自己点検・評価委員会」は、その役割を十分に果たしているとはいいがたいため、内部質保証に関する方針及び手続を見直すことが望まれる。

#### ② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2015年度に内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長が指名する教職員、研究科長及び事務局長で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し、「自己点検・評価委員会規程」を定め、継続的な自己点検・評価活動に取り組んでいる。

「自己点検・評価委員会」は学長からの指示を受け、各種学内組織や「教育研究

委員会」等の各委員会と連携し、毎年実施する自己点検の結果に基づき、「自己点検・評価シート」を作成し、その結果を学長へ報告することとしている。学長は、この報告を受けて改善の指示、支援、助言を行っている。このほか、産業界等との連携による教育課程の編成と効果的な実施のための「教育課程連携協議会」を設置し、外部からの意見も採り入れる仕組みを構築している。

なお、毎年行う自己点検・評価に加え、認証評価の前年度には「自己点検・評価委員会」に代わり「認証評価準備会」を設置し、『自己点検・評価報告書』の作成及び学長への報告を行っている。また、学長は、教授会での報告を経て、『自己点検・評価報告書』を理事会に報告し、学内外に公表している。

以上の体制により内部質保証に取り組むこととしているものの、実態として、方針上の内部質保証の推進に責任を負う組織である「自己点検・評価委員会」は、「自己点検・評価シート」の作成のみを行っており、点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた検討等は、学長、研究科長、人事担当者、事務局長などを中心に構成した「専任教員α会議」がその役割を担っている。この「専任教員α会議」は、キャンパスの地方都市への拡大と学生数増加に伴い、全キャンパスのあらゆる課題に対して迅速な意思決定を行うために2023年度から組織したものであるが、構成員や権限等について「内部質保証に関する方針」「自己点検・評価委員会規程」及び「内部質保証体制・プロセス図」に定めておらず、内部質保証上の位置付けもなされていない。

このように、「内部質保証に関する方針」に内部質保証の推進に責任を負う組織として定める「自己点検・評価委員会」は、その役割を十分に果たしているとはいえないため、方針及び手続を見直し、内部質保証の推進に責任を負う組織を明らかにして内部質保証システムを整備するよう、改善が求められる。

### ③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

学位授与方針、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の3つの方針は、大学の理念に基づき、定めている。なお、当該大学は一研究科のみを置く大学院大学であることから、3つの方針を策定するための基本方針を別途定めてはいない。

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が、各種学内組織や「教育研究委員会」等の各委員会活動と連携し、毎年自己点検を実施し、その結果に基づき、「自己点検・評価シート」を作成し、学長へ報告している。学長はこの結果を受けて「専任教員α会議」において改善策等を協議し、学長が各種学内組織に対して改善の指示、支援、助言を行っている。なお、「自己点検・評価シート」については、2021年度から導入しており、本協会が設定する基準ごとに検討し、PDCAサイクルを機能させるよう改善を図るものとして運用している。

なお、「社会連携・社会貢献」「大学運営・財務」に関しては、「自己点検・評価シート」に項目として定めていないものの、当該シートへ追加することを予定しているため、今後は「社会連携・社会貢献」等についても、内部質保証体制のもとで全学的にPDCAサイクルを機能させることが望まれる。

また、2016年度経営系専門職大学院認証評価における指摘を踏まえて改善に取り組む、2019年に本協会に「改善報告書」を提出している。その後も、より効果的な自己点検・評価のシステムを模索するとともに、外部評価や「教育課程連携協議会」など、第三者の意見も採り入れ、内部質保証システムの向上を図っている。くわえて、2020年度から学長を補佐し、学校法人との調整役を担う学監の役職を設け、学長を中心とした組織運営の強化に努めている。

以上のように改善に取り組む一方で、点検・評価項目②で既述したとおり、自己点検・評価の結果に基づく改善・向上において「専任教員α会議」の果たす役割が大きいものの、規程等に定めがなく、また、方針において内部質保証の推進に責任を負う組織として定める「自己点検・評価委員会」の役割は「自己点検・評価シート」のとりまとめにとどまっており、推進主体としての役割を果たしているとはいいがたい。そのため、内部質保証システムを見直したうえで、有効に機能させるよう改善が求められる。

**④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。**

自己点検・評価、大学評価（認証評価）、「教育課程連携協議会」による評価の結果については、大学ホームページで学内外に公表している。情報公開にあたっては、「情報公開に関する規程」を定め、この規程に基づいて、可能な限り広く情報公開を行っている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表及び社会に対する説明責任に関しては、概ね適切に実施しているが、一部の教員について、有する学位や教育研究の業績を十分に公表していないため、公表を促す取り組みや情報の管理体制を整備することが望まれる。

**⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

内部質保証システムの適切性については、毎年の点検・評価の一環として「自己点検・評価委員会」において作成した「自己点検・評価シート」をもとに学長を中心とする「専任教員α会議」が定期的に改善策等を協議し、学長が研究科及び諸組織に対して改善の指示、支援、助言を行い、必要に応じて諸組織が「改善計画書」を作成し、学長へ提出することとしている。

なお、点検・評価項目③で既述のとおり、学内の自己点検・評価の過程で認識した課題や認証評価等で指摘を受けた課題を改善方針の策定と実行につなげていくために、2021年度より、毎年の点検・評価にあたって『自己点検・評価報告書』ではなく、「自己点検・評価シート」に改め、PDCAサイクルを機能させるよう改善を図っている。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取り組みを実施している。今後は、「専任教員α会議」のもと、内部質保証システムの適切性に関する定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

#### <提言>

##### 改善課題

- 1) 方針において内部質保証の推進に責任を負う組織を「自己点検・評価委員会」と定めているものの、実態としては、方針や規程等に定めのない学長を中心とする「専任教員α会議」が改善策等を協議するなど、その中心的な役割を果たしており、「自己点検・評価委員会」は内部質保証の推進に責任を負う組織としての役割を果たしているとはいいがたい。また、全学的な自己点検・評価に係る手続を規程等にも明示していない。そのため、方針及び手続を見直し、内部質保証の推進に責任を負う組織を明らかにして内部質保証システムを整備し、点検・評価の手続についても規程等で明示したうえで、有効に機能させるよう改善が求められる。

### 3 教育研究組織

#### <概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

当該大学の理念・目的に基づき、専門職大学院のみを設置する大学として、事業構想研究科を設け、附置研究所として「事業構想研究所」を設置するほか、「事業構想大学院大学出版部」を有している。

事業構想研究科は、開学当初は東京校のみであったが、2018年度に大阪校と福岡校を、2019年度に名古屋校を、2022年度に仙台校を開設している。

「事業構想研究所」は、産学官連携事業に積極的に取り組むことで教育研究の質を高め、持続可能な大学を実現することを目的として開学時から設置しており、受託事業・補助事業や産学官連携事業等を推進している。受託事業・補助事業としては、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」をはじめとして、多くの事業に取り組んでいる。また、特定の企業

と連携した「事業構想プロジェクト研究」など、事業構想の具現化に向けた取り組みを行っている。

「事業構想大学院大学出版部」は、都道府県知事や企業代表者のインタビューや企業・自治体等のキーパーソンによる多彩な情報発信を担う『月刊事業構想』の企画・編集・発刊、事業構想学の構築を目指して創刊した学術誌『事業構想研究』の編集・発刊、事業構想に関する書籍の刊行等の出版事業を行っている。

以上のことから、大学の理念・目的に基づき、適切に研究科及び附置研究所等を設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、2023年度から、学長、研究科長、人事担当者、事務局長などを中心に構成した「専任教員α会議」が責任主体となって取り組んでいる。同会議は、教学上のさまざまな問題の共有・改善を主導する組織体であり、毎月複数回会議を実施しており、その結果を受けて教授会において審議を行っている。ただし、「2 内部質保証」で指摘のとおり、「専任教員α会議」の規程を明文化することが望まれる。

また、2023年度から、毎月複数回各キャンパスの専任教員が集まり、全キャンパスで教学、運営面での情報共有を図る「校舎責任者会議」を行っている。「校舎責任者会議」を始めてまだ日が浅いものの、日頃から積極的にオンラインツールを利用することにより、キャンパス間の情報共有を図り、円滑な組織運営を行っている。

以上のことから、教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるべく取り組んでいるといえる。今後は、明文化した規程に基づき、「専任教員α会議」を中心とした内部質保証体制のもとで、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

#### 4 教育課程・学習成果

##### <概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学の理念・目的及び研究科の教育研究上の目的を踏まえ、学位授与方針を定めている。

当該方針においては、「企業経営、とくに事業構想の分野で高度な専門性をもつ『人材』の育成を行なうことが、本学の目的」としたうえで、「発・着・想の能力」「構想構築の能力」「人々を動かすコミュニケーション能力」の3つの必要な能力を具体的に定めている。例えば、「発・着・想の能力」としては、「開

かれた視座のもと、自らの使命に基づき、自らが解決すべき社会課題を発見し、理想の姿を発想・着想・想像できる能力」としている。

当該方針は、「ディプロマ・ポリシー」として大学のホームページで公表するとともに、学生には『院生便覧』を通じて周知を図っている。

以上のことから、学位授与方針を定め、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針を定めている。

当該方針においては、「事業構想の基礎と応用を体得させ、事業構想をより実現性をもった計画書へと展開するのに必要な能力を身につけさせるために、事業構想サイクル（発・着・想、構想案、フィールド・リサーチ、構想計画、コミュニケーションを通じて事業構想を立案し、実行するサイクル）に基づく、体系的な教育」を行うことを明示している。また、カリキュラムを、「基礎科目」「発展科目」「演習」から構成し、基礎科目では「事業構想サイクルを体系的に理解」することを、発展科目では「関心を持つ事業構想に関連するトピックや経営関連トピック」を「自らの関心に基づいて学ぶ」ことを、演習では「濃密な対話を通じて、事業構想計画に関する個別できめ細かな指導」を行うことを定めている。

教育課程の編成・実施方針は、「カリキュラム・ポリシー」として大学のホームページで公表するとともに、学生には『院生便覧』を通じて周知を図っている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を定め、適切に公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

教育課程の編成・実施方針に基づき、「基礎科目」「発展科目」「演習」の3つの科目群で教育課程を編成している。

「基礎科目」では、「事業構想サイクル」における「発・着・想」「構想案」「フィールド・リサーチ」「構想計画」「コミュニケーション」の各段階において必要となる方法論を学ぶこととしており、配置する「事業構想原論」は、教育・研究経験が長い専任教員を中心に担当しており、学生が幅広い知識と視野を得て、高い職業倫理を学ぶための、リベラルアーツを身に付けるための科目と位置付けている。「事業構想事例研究（事業構想スピーチ）」は、第一線で活躍する起業家・研究者・クリエイターらが、その経験や研究に基づく事例分析を行う科目であり、学生自身の事業構想の探究に寄与している。

「発展科目」では、「企業内起業・新事業創出」「アントレプレナーシップ（起業家精神）」「地域イノベーションの事業構想」など構想の実現のために必

要となる会社経営のための知識を学ぶこととしている。学生は自身の関心やテーマに応じて深く学ぶことを通じて、事業構想を深化・精緻化することができる。また、法人内の設置校である社会構想大学院大学との単位互換科目も設定している。

「演習」では、自ら事業構想することを促し「構想計画書」としてまとめるように指導している。1年次ではグループに分かれてこれをまとめ、前期と後期それぞれで開催する「発表会」で、その内容について教員・学生からフィードバックを得ている。そのうえで2年次では、修士論文に代わるものとして「事業構想計画書」をまとめている。このとき、「主ゼミ」「副ゼミ」の2つのゼミを選択できるようになっているが、その際に学術系教員と実務家教員のバランスを考慮するよう推奨することで、それぞれの特色を生かした指導を実施している。

以上のことから、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

シラバスについては、2021年度経営系専門職大学院認証評価において、科目によって記述内容に精粗があることや、ハイフレックス形式の授業については、その旨シラバスに明示するべきであるとの指摘を受け、シラバス確認責任教員を任命し、「教育研究委員会」が最終確認を担う体制を整備し、学習課題の明確化と学位授与方針との関連を示すため、記入項目の見直しを行った。また、ハイフレックス形式授業については、その旨を募集要項に明記するなど改善に取り組んでおり、適切な内容となっている。

また、2021年度経営系専門職大学院認証評価で単位の実質化について指摘を受けたことから、2023年の教授会において1年間に履修登録できる単位数の上限を変更し、経過措置を経て、2025年度から本格導入を予定していることに加えて、1単位の取得に関わる学習時間を45時間と設定し、2025年度からは『院生便覧』『教員便覧』等に明示し、学生に周知することとしている。これらにより、単位の実質化に向けて着実に取り組むことが期待される。

以上のことから、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、試験（筆記・口述など）・論文・レポートなどの方法で行うこととしており、「優」「良」「可」「不可」の4段階の評価を行い、GPAを算出している。また、各教員は、成績評価の際に用いる配点の比率を授業のオリエンテーションの際に説明することになっている。なお、授業欠席の取り扱いを統一しており、レポート・プレゼンテーション・ディスカッションの評価基

準については、各教員が初回授業で説明している。

学生が成績評価に疑義を持った場合には、所定の期日までに事務局に相談し、事務局は、研究科長に報告を行うこととしている。報告を受けた研究科長は担当教員から聞き取りを行い、その結果を踏まえ学生に成績評価の根拠について説明することになっている。なお、場合によっては「院生委員会」や教授会で議論して対応を決めている。少人数制の大学院であり、教員と学生の距離が近いため、事務局が両者の間を取り持つことにより、教員と学生双方に配慮した対応をしている。

学生が入学前に他の大学院で取得した単位については、教授会で適当と認めたとき 15 単位を上限に所定単位への算入を行うこととしている。

修了要件については、「所定の科目について 34 単位以上を修得し、必要な演習（指導）を受け、かつ、別に定める修了審査委員会の規定に従って審査に合格しなければならない」と学則に明示している。修了の判定は「履修単位数の充足状況」「成績状況」「事業構想計画書最終審査会における評価結果」からなる判定表を用いて、「修了審査委員会」が学位授与方針に基づき判断している。「修了審査委員会」における決議は全会一致が原則だが、意見が分かれた場合は委員長（研究科長）が判断することとなっている。「事業構想計画書」の審査基準については、従来定量化していなかったが、2021 年度から学位授与方針に照らし合わせ明確化し、演習及び 2 年次生向けガイダンス指導の中で学生に周知している。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行っているといえる。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学習成果は「院生アンケート」及び「事業構想計画書」の審査により把握している。「院生アンケート」は 1 年次と 2 年次に実施し、1 年次には、これに加えて専任教員が前期・後期の面談を実施している。「院生アンケート」については、大学院学生全員が集まる機会に、回答を呼びかけるなどの工夫を講じ回収率の向上を図っている。また、点検・評価項目⑤で既述のとおり、学位授与方針に照らし合わせ明確化した審査基準に基づき、「事業構想計画書」の審査を行っている。引き続き学習成果の可視化に努めるとともに、学生が修得した能力について検証することが望まれる。なお、上記に加え、「修了生アンケート」を 2022 年 3 月度修了生に対し、2024 年 7 月から実施し、回収率向上のため現在も継続して実施している。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、「専任教員α会議」及び「院生委員会」が担っている。具体的には、「専任教員α会議」は教育課程の課題と改善方針を、「院生委員会」は学生支援の課題と改善方針を審議している。

点検・評価の結果に基づき改善・向上に取り組んだ事例として、点検・評価項目⑤で既述のとおり、「事業構想計画書」の審査基準を学位授与方針に照らし合わせ明確化するとともに、定量的評価基準により可否を審査できるように判定表を導入したことが挙げられる。また、この判定表は毎年度の課題を踏まえ改善を重ねている。さらに、実務家教員が多数を占めることから、2年次のゼミにあたる「事業構想研究」の「事業構想計画書」作成指導において、指導内容に差異が見られることが課題となっていたことについては、「事業構想計画書」作成指導の標準化に向けて、指導方針を示し、改善を図っている。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価し、改善・向上につなげるべく取り組んでいる。

⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

2017年度の専門職大学院設置基準の一部改正を受け、2018年度に「自己点検・評価規程」に「外部評価の実施」を盛り込み、新たに「外部評価委員会規程」を定め、「教育課程連携協議会」の前身である「外部評価委員会」を整備した。2020年度には、「教育課程連携協議会」の役割を「外部評価委員会」が果たしていることを示すために規程の名称を「外部評価委員会規程」から「教育課程連携協議会規程」に改め、2022年度には正式に「教育課程連携協議会」を発足させている。2023年度時点の「教育課程連携協議会」の委員は、専門職大学院設置基準の規定に基づく「学長又は当該専門職大学院に置かれる研究科の長が指名する教員その他の職員」12名、「当該専門職大学院の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの」2名、「地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者」1名、「当該専門職大学院を置く大学の教員その他の職員以外の者であって学長等が必要と認めるもの」1名で構成している。

「教育課程連携協議会」は、毎年度開催しており、2022年度には、地域に根差したカリキュラムの充実が重要であるとの指摘を受けたことから、今後は兵庫県・長崎県・福岡県等におけるフィールドワークを組み込んだ科目・演習の開発や、文化やアートとの関わりの機会を創出するような科目の新設などを検討している。

以上のことから、「教育課程連携協議会」を設置し、適切に機能させていると

いえる。

## 5 学生の受け入れ

### <概評>

#### ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針として、大学の理念に基づき、「講義を通じて知識を得るのみでなく、柔軟な発想のもと、その知識を応用し、新たな知識を創生しながら、教授陣、学友と論理的で建設的な議論を展開しながら、多様性を享受し、異なる意見を総合（シンセシス）することにより新しい価値を創造する院生」を求めることを明示している。さらに、具体的に求める人物像として「新規事業担当者」「事業承継者」「行政や地域組織に属し、社会変革を志す者」「ベンチャービジネス、ソーシャルビジネスで起業を目指す者」「新たな構想により自社を持続発展させたいと考える経営者」を明示している。また、学生の受け入れ方針は、「アドミッション・ポリシー」として募集要項や大学ホームページで公表している。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

#### ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

入学試験には、「一般入試」と「企業・団体派遣入試」があり、後者では出願書類として提出する企業・団体からの推薦書を加味して選考している。

入試選抜は、一次選考の書類審査、二次選考の筆記試験・面接試験からなり、二次選考では、学生の受け入れ方針に示した事業構想に取り組むうえで求められる資質や基礎力を、筆記試験や面接官との対話を通じて評価している。

なお、2024年度入学試験より、連携した企業を対象に企業推薦枠を設ける「人材開発連携企業制度」を導入している。また、2024年度入学生から「事業構想コース」及び「事業承継コース」の2コース制を採り、学生が入学後にコースを選択することとしている。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、募集要項、大学ホームページ及び説明会で積極的に行っている。特に、厚生労働省の人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の利用率は、2023年度には入学者の半数を占めている。

2022年度より学生の受け入れ方針に基づき、教員・職員の連携組織として「アドミッション・オフィス」を設置した。「アドミッション・オフィス」は、募集要項を抜本的に改訂し、入学試験を担当する教員向けの『入学試験の手引き』を一新し、二次選考の筆記試験・面接試験において定量評価を導入し、そのための

評価フォームを更新している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を実施しているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

当該研究科においては一部年度において、定める入学定員を超過していたものの、2023 年度時点においては概ね適切な数値を維持している。また、収容定員に対する在籍学生数比率については、概ね適切である。なお、2021 年度経営系専門職大学院認証評価結果において、入学定員に対する入学者数比率が高いことについて指摘を受けている。この指摘を受けて大学は、2022 年度入学生より入学定員を順次増加し、あわせて定員増に応じた教員体制・施設を整備して文部科学省に届出を行い、受理されている。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき管理しているといえる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性については、2022 年度に教員・職員の連携組織として設置した「アドミッション・オフィス」が定期的に点検・評価し、募集・入試関連課題の洗い出しと改善、募集活動の活発化と合否判定プロセスの透明化を推進している。また、点検・評価項目②で既述のとおり、2024 年度から「事業承継コース」を事業構想研究科事業構想専攻内に新設し、現在我が国が直面している事業承継問題の改善にも取り組んでいる。

また、募集活動の活発化に向けて、マーケティング専門教員との連携体制の構築に取り組んでいるほか、法人が一部出資する「株式会社先端教育事業」が行っている企業向けセミナー等を通じて企業派遣の入学者の受け入れに取り組んでいる。

以上のことから、学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上につなげているといえる。

## 6 教員・教員組織

### <概評>

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学として求める教員像及び教員組織の編制に関する方針を、2022 年度の教授

会において、学長が「事業構想大学院大学運営方針」として示している。すなわち、求める教員像については、「事業構想大学院大学の目的、および研究科の3つのポリシーを理解したうえで、実践と理論を融合し新しい価値を生み出す教育研究を遂行する意欲を持ち、実行する者であり、且つ本学の教育・研究に必要な能力の養成のために、継続的なファカルティ・ディベロップメント（FD）に積極的に参加する者」としている。また、教員組織の編制に関する方針としては、5つの指針を提示し、「中核となる重要な科目については専任教員を置くほか、選択科目には客員教授、非常勤講師等を積極的に活用し、院生の学修の幅を確保する」等を明示している。

以上のことから、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明示しているといえる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織の編制に関する方針に基づき、教員組織を編制しており、大学全体及び研究科の専任教員数、教授数等は、専門職大学院設置基準における必要数を満たしている。

教員の年齢構成については、50代以上の教員の割合が高いものの、近年30代の教員を複数名採用するなど、改善に努めている。男女比については、女性教員の比率が低いことを当該大学において課題として認識している。

また、2018年度以降、順次サテライトキャンパスを開設したことに伴い、大学として教員組織の構成比や、全国5拠点の各キャンパスの専任教員の数に差が生じていることを課題としており、今後は、各キャンパスの在学人数に対して専任教員の数がある程度平均的になるように、調整・採用をしていく必要があるとしている。この点について、大学自らが各キャンパスに常駐するフルタイムの専任教員を均一的に配置する必要性は認識しているものの、教育の質を担保するためには適切な人材の配置が必要と考えており、適した専任教員の採用に至るまでの間は、オンラインツールを用いてキャンパスを跨いだ指導で対応することとしている。

教員と職員の役割・責任については学則や規程等では定めていないものの、専任教員は教授会及び各種委員会において、教務・教学に関する決定事項を検討し、事務職員は、学長・研究科長・各キャンパスの責任教員の指示のもと、各キャンパスにおいて業務を行うこととしている。

ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）については、制度化したものの、今後設置を検討している博士後期課程の学生を雇用することを前提としている。当初TAの制度化を検討した際には、巡回授業により教員不在となる

キャンパスで実施するグループワークのファシリテーション対応にあたりTAを必要としていたものの、カリキュラムや教員配置の変更によって対処したことから、TAの雇用には至っていない。

以上のことから、教員組織の編制については、概ね適切であるといえる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任等に関する基準については、「教員任免規程」で規定しており、「専任教員は理事長の承認で任用及び昇格することができる」とし、具体的には理事長が学長、研究科長、学監、研究所所長を中心に「人事委員会」に諮問し、「人事委員会」では「人事委員会規程」に基づき教育上の指導能力の評価に関して専門的見地から審査を行い、理事長に答申する手続としている。また、教員の新規採用時の模擬授業の実施において、審査員となる教員のための共通の審査シートを用意し、審査の公平性を担保している。しかしながら、採用・昇任にあたり専任教員に必要となる研究能力を具体的に示す基準・要件を定めていないため、明文化することが望まれる。教員募集については、次年度のカリキュラム、各キャンパスの状況や「専任教員α会議」等での意見を踏まえて、学長、研究科長、学監、研究所所長を中心に「人事委員会」を組織し、人員補充について協議し、そのうえで学長を中心に公募と選考を行っている。最終的な任用については、「人事委員会」に諮問して職位等を決定し、理事会に報告し、理事長が任命している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等については、概ね適切であるといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

教員の教育能力の向上、教育課程及び授業方法の開発・改善につなげる組織的な取り組みとして、2023年度からは、同一法人に設置している社会構想大学院大学と連携して、年複数回の教育改善のためのFDを行っている。例えば、2023年度には「アカデミック・アドバイジング」をテーマにFDを行っている。

FD研修会は兼任教員を含む全教員を対象に実施しており、専任教員はほぼ全員が出席している。FD研修会において、一部グループワークを採り入れるなど、教員同士の学び合いや交流を促している。また、新任教員には「新任教員向けのFD研修会」を実施している。

なお、教育改善以外の教員の諸活動（研究活動、社会貢献等）に係る資質向上の取り組みに関しては、研究倫理に関するオンデマンドセミナーを行っている。

以上のことから、FD活動を組織的に実施し、教員の質向上を図っているとい

える。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性については、「教育研究委員会」が自己点検・評価し、「自己点検・評価委員会」が「自己点検・評価シート」としてとりまとめ、「専任教員α会議」が定期的に点検・評価を行うこととしている。一方で、2021年度の本協会における経営系専門職大学院認証評価では「教員の採用・昇格にあたって求める研究能力等の具体的な要件・基準を明文化することが求められる」との指摘を受けているものの、依然として改善には至っていない。

大学自身が、定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う組織を組成する必要があることを課題としていることから、今後は、明文化した規程に基づき、「専任教員α会議」を中心とした内部質保証体制のもとで、教員組織の適切性について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

## 7 学生支援

### <概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

2022年度の教授会において、「事業構想大学院大学運営方針」を学長が示し、その中で「修学支援」「生活支援」「進路支援」の3つで構成する「学生支援に関する方針」を定め、そのうち「修学支援」において「院生が多忙のなかでも意欲的に修学することができるよう、特にICTを活用した設備環境の整備に努める」ことを定めている。当該方針は、主たる学生である社会人が仕事と両立して修学できる環境整備及び学生支援体制を必要とする特色に合致したものといえる。

この方針は、サポートの詳細とあわせ、募集要項や『院生便覧』に掲載するほか、説明会や入学時ガイダンスでも説明している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を適切に明示しているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

補習・補充教育については、授業内で教員が学生の状況を把握し、適宜支援を行うことに加え、1年次生を対象に大学に期待すること、懸念事項、履修状況、事業構想計画書の相談など、専任教員が個別面談を行っている。その結果を「院

生委員会」で共有し、把握に努めている。また、2年次生に対しては「院生アンケート」を行っており、その結果、研究倫理、フィールド・リサーチ、計画書執筆作法、経営に関する基礎知識などの不足が課題となっていたことから、2024年度より2年次生を対象としたガイダンス及び補習講義を開始している。

自主的な学習を促進することを目的に、図書室やサロン自習室の開放のみならず、グループワークや自主勉強会のために時間外でのキャンパス開放を行うなど、社会人学生にあわせて対応している。また、授業は対面及びオンラインのハイフレックス形式で行っていることから、欠席者に対して授業の様子をストリーミングで視聴できる仕組みを導入している。なお、これはあくまでもやむを得ずリアルタイム参加できなかったときの補完的位置付けであり、オンデマンド視聴することで安易な受講とならないように指導している。

障がいのある学生に対しては、入学前、入学後も可能な限り支援できる体制を整えている。

学習の継続に困難を抱える学生に対しては、授業担当教員が担当キャンパスの専任教員へ情報共有し、ヒアリングや面談を通じて状況の把握・発見に努めており、学生一人ひとりに寄り添い最良の選択を採ることができる体制としている。

学生に対する経済的支援については、ほぼ全員が社会人学生という構成であることを踏まえ、賞与などの支給時期にあわせて学費を支払うことができる制度を採り入れている。これに対応するために、教育ローン利用者全員を対象に、在学期間中の金利を大学が全額負担する独自の制度を設けている。

生活支援として、1年次生に対して年複数回個別面談の機会を設け、仕事との両立状況の確認や悩みの把握を行うとともに、学生に必要な支援整備を目的とした情報収集を行っている。また、ハラスメント防止については、「ハラスメント防止に関する規程」を定め、相談窓口を設けている。また、相談があった場合には「調査委員会」を設置し、必要な措置を講じる体制も整えている。相談を受ける教職員はFD研修・スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の研修を通じて必要な専門知識を習得する仕組みを設けている。なお、専門資格を有するスタッフが常駐するカウンセリング体制の整備は今後の課題であることを大学も認識している。

進路支援については、社会人学生が多くを占めている特色を踏まえ、キャリアセンターを設けずガイダンスなども実施していないが、その代替として、「事業構想研究所」の「事業構想プロジェクト研究」におけるフィールドワークなどを通じた地域の人びととの人的ネットワーク構築の機会などを設けている。また、アルムナイ組織である「青楠会」との交流や「青楠祭」の開催、ゲストスピーカーの招聘などの機会を設けている。修了後の新たなキャリアパスを見据えた支援体制は組織化していないものの、実務家教員が適宜進路相談に対応するなどの支

援を行っている。

以上のことから、在学生のうち半数以上が社会人学生である特色を踏まえた学生支援体制を整えているといえる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性については、「院生委員会」が点検・評価を担っている。この委員会は教授会の内部組織として、学籍、大学院学生支援、修了生との連携や支援に関する事項を審議している。適切性の点検・評価に必要な情報は、1年次生に実施する年複数回の面談結果、1年次生及び2年次生に対する匿名での「院生アンケート」調査から得ている。さらに、個別の面談を受けて、定期的に点検・評価及び改善の検討を行っている。「院生委員会」で作成した回答結果に基づく改善案は、「自己点検・評価委員会」において「自己点検・評価シート」にとりまとめ、実質的な内部質保証システムの機能を有している「専任教員α会議」にて方向性を速やかに確認し、学長へ報告している。この改善案については教授会に付議したうえで、翌年度の「院生委員会」の活動に反映することで内部質保証を担保している。

「院生アンケート」の結果を受けて、「院生委員会」において委員が意見交換を行い、それに対する改善策を示している。また、アルムナイ組織である「青楠会」と学長及び「院生委員会」との意見交換を通じて、在学生を含む人的ネットワーク構築の強化を図っている。

以上のことから、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているといえる。

## 8 教育研究等環境

### <概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境に関する方針は、2022年度の教授会において、学長が示した「事業構想大学院大学運営方針」の中で、「教育研究等環境の整備に関する方針」を明示している。同方針において、「快適かつ機能的な施設・設備の整備を行うとともに、安全・衛生のための適切な管理を行う」ことを定め、複数のキャンパス間において、「連携、双方向型オンライン授業・ハイフレックス授業の効果的な実施」を定め、教育研究機能を向上させるため、「ICT環境の積極的な改善」と「社会人院生が無理なく就学と就業を両立できる環境の充実に取り組む」ことを定めている。また、図書館については、「専門職大学院の特色を生かした蔵書資料を収集

する」ことを定めている。また、学則において教育研究に必要な講義室、研究室等を備えるという基本原則を示している。

以上のことから、教育研究活動に関し、環境や条件を整備するための方針を明示しているといえる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

専門職大学院設置基準を踏まえ、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備えている。施設、設備等の安全及び衛生は『危機管理基本マニュアル』を作成し、当該マニュアルに基づき、学生、教職員の安全・衛生確保に努めている。

ハイフレックス形式の授業を標準としており、オンライン及び対面の双方で同一の学習環境を提供している。全てのキャンパスで同一の無線LAN環境を提供しており、在籍と異なるキャンパスからも容易に無線LANに接続できる環境を提供している。情報セキュリティについては「情報セキュリティ関連規程」等を設け、学生、教員ともにガイダンス時に周知徹底を図っている。また、情報倫理については、2023年に大学としてSNSの利用に関する方針を定め、教員便覧にもSNSによる情報の取り扱いに関する注意事項を明記している。

全てのキャンパスは主要駅の至近に位置し、社会人である学生の通学の負担を軽減するべく、交通アクセス至便であることを意識した立地となっている。

以上のことから、教育研究活動に必要な施設及び設備を適切に整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

各キャンパスに図書室又は図書スペースを備えており、学術情報資料に関しては、学術雑誌は電子ジャーナルを、企業情報や業界動向については外部データベースを利用可能にしている。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置していないものの、2023年度は「教育研究委員会」に図書館のあり方について検討する担当者を置き、図書館や学術情報サービスのより良い提供に向けた検討を始めているため、今後改善することを期待したい。

図書室の開館時間は、授業実施日以外についても、社会人である学生が十分に利用できるよう、土曜日や夜間の開館を保証しており、図書館の利用促進への効果が期待される。

なお、2021年度経営系専門職大学院認証評価において、経営実務に関する一般

書が中心となっており、学生・教員の学習及び研究に必要な学術書や論文が十分に所蔵されていないと指摘があるため、引き続き整備を進められたい。

以上のことから、図書資料について図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、概ね適切に機能している。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

研究に対する大学の基本的な考えは、「教育・研究倫理規程」に「研究者等は、自身の専門分野と社会連携及び貢献を意識し研究活動を行い、たえず自己研鑽に努めなければならない」と定めている。また、同規程には、必要な制度及び組織の整備に努める責務についても定めている。

専任教員の授業担当時間については、過度にならないよう配慮しており、「講師料・謝金規程」に基づき、教員個人の教育研究活動の支援のために、専任教員及び兼任教員のうち学長が認めた特任教授については一定額の研究費の支給を定めている。

専任教員に対しては外部資金の獲得を奨励しており、科学研究費補助金等の研究資金を取り扱う事務体制を整備しているが、外部資金獲得のための支援は特に実施していない。

研究時間の確保、研究専念期間の保障等については、制度を設けていない。また、研究室については、主に合同研究室を使用しているが、今後個人研究室を拡充することを予定している。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を整備し、教育研究活動の促進を図っており、各キャンパスの専任教員増加等に伴う環境整備についても適切に実施しているといえる。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程の整備については、「教育・研究倫理規程」「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。これらの規程に基づき、研究活動上の不正行為に関する告発を受けた場合には、学長が「予備調査委員会」を設置し、予備調査を実施のうえ、その結果に基づき、本調査を実施するか否かを決定することとしている。また、研究活動上の不正行為を未然に防ぐための「不正防止計画」を定め、これを推進している。

2023年度には、教員及び学生の研究倫理確立に向け、新たに研究倫理審査の体制を導入している。それに伴って、独自の「倫理審査委員会規程」「倫理審査チェックリスト作成ガイドライン」を制定している。

倫理審査体制の目的や具体的な手続については、教員に対してはFD研修会を

実施し、学生に対しては集中講義時に周知を図っている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、「自己点検・評価委員会」において、定期的に行っており、「専任教員会合」を定期的を開催し、日常的な教育研究等環境の改善について、情報共有を行っている。「教育研究委員会」「院生委員会」等において検討した課題等は「自己点検・評価シート」に反映し、「自己点検・評価委員会」が「専任教員α会議」に提出し、「専任教員α会議」が改善策等を協議し、学長が研究科及び諸組織に対して改善の指示、支援、助言を行い、必要に応じて研究科及び諸組織が学長へ「改善計画書」を提出することとしている。

なお、大学自身が「点検・評価の機会」は定期的に確保されているものの、その結果を反映して、予算や体制の整備を伴うような改善・向上が保証された形にはなっていない」との課題を認識していることから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価し、内部質保証システムのもとで改善・向上に取り組むよう、体制を整備することが望まれる。

## 9 社会連携・社会貢献

### <概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

大学の方針については、開学時の「設置の趣旨等を記載した書類」「学校法人先端教育機構第1期中期計画」「事業構想大学院大学中期（令和3～5年）計画」「事業構想大学院大学運営方針」及び学則に明示している。

「事業構想大学院大学運営方針」には社会連携・社会貢献に関する方針として、「産業界と連携した教育研究活動を積極的に推進する」「教育・研究活動から創出される知見から積極的に社会に還元することにより、社会の発展と産業界の活性化に貢献する」「学長のリーダーシップのもと、研究科、附置研究所、出版部、法人本部、法人が設置する大学、法人が出資する事業会社等と有機的に連携して産学連携を推進する」の3点を定めている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているといえる。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

## 事業構想大学院大学

方針に基づき、社会連携・社会貢献活動を、附置機関である「事業構想大学院大学出版部」及び「事業構想研究所」が中心となり推進している。

「事業構想大学院大学出版部」では、教育・研究成果を一般向けに分かりやすく発信するための『月刊事業構想』をはじめとした大学独自の広報誌を発行している。

「事業構想研究所」では、「事業構想プロジェクト研究」をはじめとした地域社会、企業向けの人材育成支援及び新規事業開発支援の取り組みを行っている。

「事業構想プロジェクト研究」は、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」の認定を受け、「履修証明プログラム」としての要件を備えた、幅広い層に開かれたプログラムであり、「テーマ型」「一社型」「地域連携型」の3つの形式がある。「事業構想プロジェクト研究」に参加する者は、「事業構想研究所」の研究者として隔週開催する研究会に参加し、成果物として「事業構想計画書」を作成することとしている。例えば「テーマ型」は、特定のテーマに特化したプロジェクト研究であり、時代が要請するテーマに沿った切り口で事業構想を研究・策定する取り組みを行っている。このほか、企業向けのセミナーを開催しており、民間企業、国や自治体の担当者に対して事業構想に関する理解を促進し、新たな「事業構想プロジェクト研究」のテーマ企画や各地域における「事業構想プロジェクト研究」の発足の契機となっている。

「事業構想プロジェクト研究」の実施件数は毎年増加しており、また、大阪校、福岡校、名古屋校、仙台校などのキャンパスを順次開校したことに伴い、各キャンパス所在の地域に根差した取り組みも増加している。開学から継続して「事業構想プロジェクト研究」を実施することにより、1年間のプログラムで終了することなく、企業の社内人材育成システムに組み込むことで複数年にわたるプロジェクトに発展している事例もある。また、研究者として「事業構想プロジェクト研究」に参画した者が、改めて大学に入学し、あるいは大学の修了生が自社の新規事業開発のために「一社型」の「事業構想プロジェクト研究」に参画するなどの好循環も生まれている。

また、「地域連携型」において、産学官連携として「企業版ふるさと納税」を活用した社会課題解決型の事業モデルも展開しており、岡崎市と関係企業との連携協定に基づき事業を構想し、2024年には当該連携協定の成果として、建設業界と障がい者をつなぐ就労支援サービスとして社会実装に至っている。

上記のとおり、特に「事業構想プロジェクト研究」は、教育・研究活動から創出される知見を社会に還元する取り組みであり、プロジェクトに参画する社会人を研究者として受け入れ、プロジェクトを担う専任教員を中心としたプロジェクト内での闊達な意見交換を通じて事業を創出し、地域社会の課題解決に寄与するとともに、大学の理念である「事業構想」に関する理解を促進することにもつな

がっている。また、キャンパスの地域展開とともに、対象地域も拡大し採択件数も増加し、実績の積み重ねができていくことは高く評価できる。

なお、これらの社会連携・社会貢献活動は、「事業構想研究所」の研究者を中心に活発に実施しており、「事業構想プロジェクト研究」に携わる研究者と大学院学生が交流する「クロスネットワーキング」を通じて取り組み状況を大学院学生に共有するとともに大学院学生の人脈形成の機会となっている。今後は、これらの活動の更なる発展とともに大学院学生に対して社会連携・社会貢献活動を通じた教育の還元を行っていくことが期待される。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

「事業構想研究所」及び「事業構想大学院大学出版部」において、毎月「運営会議」を開催することで、活動の企画、実施・報告、評価・改善を行っている。また、「事業構想プロジェクト研究」においては、プロジェクトごとに教職員の連携のための会議や、連携先へのアンケート調査やヒアリングなどを定期的に行うことで、プロジェクトの品質を維持するよう努めている。また、プロジェクトの標準化項目を2021年に改訂し、担当教員に共有している。「事業構想プロジェクト研究」の活動報告は、毎年3月の「代議員会」において状況報告を行い、教員相互の研究指導方法に関する情報交換の機会とし、質の向上を図っている。

なお、「2 内部質保証」で既述のとおり、「自己点検・評価委員会」でとりまとめる「自己点検・評価シート」に、社会連携・社会貢献の項目を追加することを予定していることから、今後は社会連携・社会貢献の適切性について、内部質保証体制のもとで全学的にPDCAサイクルを機能させることが期待される。

<提言>

長所

- 1) 「事業構想研究所」における、「事業構想プロジェクト研究」は、開学当初から継続して実施しており、近年では地方都市へのキャンパス展開とともに、「事業構想プロジェクト研究」の実施件数も増加している。産学官連携として「企業版ふるさと納税」を活用した社会課題解決型の事業モデルも展開しており、2024年には連携協定に基づく「事業構想プロジェクト研究」の成果として、建設業界と障がい者をつなぐ就労支援サービスとして社会実装に至っている。これらの活動は、大学の理念である「事業構想」をもって地域社会の課題解決に大いに寄与していることから評価できる。

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

2019年度に法人として「学校法人先端教育機構第1期中期計画」を制定し、その中で4項目「事業構想の全国的普及に向けて」「博士後期課程の設置」「教育研究」「運営体制」を明記している。上記の中期計画を実現するために、より具体性を持たせた大学運営に関する方針を2022年度の教授会において、「事業構想大学院大学運営方針」として示している。具体的には、大学運営方針（運営体制、法人との連携、事務組織）として「関係法令及び学則をはじめとする各種規程に則り、学長のリーダーシップの下、研究科連絡会議、教授会、各種委員会等の会議体を通じて、透明かつ公正な大学運営を行う」と定めている。なお、当該方針には、大学運営方針に加え、「内部質保証に関する方針」等を項目立てて掲載している。

これらの具体的な運営方針は、教授会に限らず、FDやSDをはじめとする各種の機会において共有し、構成員に対して周知する体制を整えている。

以上のことから、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を適切に明示しているといえる。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学校法人の最終意思決定機関として「理事会」を、諮問機関として「評議員会」を設置している。教学組織においては、学則に則り、学長及び研究科長を置いているほか、2020年からは学監の職位を創設し、大学運営の戦略策定と遂行にあたって、リーダーシップ体制を敷いている。

教学事項の意思決定を諮問する機関として、教授会を設置しており、この教授会の中に「教育研究委員会」「院生委員会」「入試委員会」などの議決権を有さない委員会を設置している。また、2023年度からは「教授会規程」を改正し、教授会のもとに「代議員会」を設置して、重要事項に重点を置いて審議している。さらに、大学運営のための会議として、「専任教員α会議」を開催しているほか、学生募集・入試、点検・評価等の各業務については「アドミッション・オフィス会議」を定期的で開催し、審議を行っている。

学長、研究科長等の職及び教授会等の機関の権限・役割については、学則及び「教授会規程」等に明示している。また、その選考については「学長選出規程」

「研究科長選出規程」で定めている。さらに、学監の選考は「学監選出規程」に定めている。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けており、これらの権限等を明示し、それに基づいた大学運営を行っているといえる。

**③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。**

予算案については「法人本部」において作成し、法人部門と教学部門の連絡調整機関である「執行役会議（α会議）」にてヒアリングを行ったうえで、3月の評議員会に諮問し、理事会で決定している。

予算執行は「経理規程」及び「経理規程・附属経理専決事項に関する規程」に基づき決裁を行っている。教員の研究費等の執行及び事務部門における経費申請は電子決済を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っているといえる。

**④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。**

事務組織については、「事務組織規程」に基づき、「法人本部」「大学院事務局」「事業構想研究所」「事業構想大学院大学出版部」「総務企画部」からなり、学校法人関連会社へも業務委託を行っている。大学の特性上、主に夜間・土曜日開講のため、時差出勤や当番制を敷いて、学生・教員からの対応に支障がないよう努めている。所属長は法人の方針を執行するにあたり、方針や目標の共有、進捗状況を確認し、定期的なミーティングを開催している。その他、管理職研修、ITリテラシー研修、防災訓練、救急救命講習、リスクマネジメント講習会なども定期的実施している。また、キャンパスや部署が分散していることを受け、オンラインツールを活用してキャンパス横断のミーティングなど日常的に緊密な連携を図っている。そのほか、教職員間で情報を共有するために、広報室からニュース配信を行うなどの工夫を講じている。

日常業務である大学運営、学生対応、入学試験等に教員・職員で連携して取り組んでいる。

職員の採用、昇任に関する事項は「就業規則」に記載している。管理職配置にあたっては、主に能力主義を採り入れている。

職員の目標管理にあたっては、各部門で目標設定を行うとともに、それに基づき職員自身が目標へ落とし込み、半期ごとに目標の到達具合・進捗の確認を行っている。これにより、業務進捗の軌道修正の必要があれば早めに行うことができている。人事考課については、所属長及び担当理事等が定期的に面談を行い、賞

与等に反映させている。

以上のことから、大学の特性を生かした大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能しているといえる。

**⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

SD活動については、同一法人内の設置校である社会構想大学院大学と合同で行うことを含め、年間を通じて多くのSD活動を実施している。基本的に参加を必須とし、参加できない場合もアーカイブ化して視聴を可能にするなど、繰り返し学ぶ機会を設けている。また、研修を設定するにあたっては、昨今の世の中を取り巻く諸問題を意識している。そのほか、学外セミナーやシンポジウム、各種研修に参加できる機会を設け、一部職員は私立大学職員の自主的な勉強会ネットワークにも参加している。なお、SD活動の一部については教員の参加を可能としている。

以上のことから、事務職員の意欲・資質の向上のための方策を講じているといえる。

**⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

大学運営の適切性については、「自己点検・評価委員会」を定期的に開催し、点検・評価している。なお、「2 内部質保証」で既述のとおり、「自己点検・評価委員会」でとりまとめる「自己点検・評価シート」に、大学運営の項目を追加することを予定していることから、今後は事務組織のあり方等を含む大学運営に関し、内部質保証体制のもとで全学的にPDCAサイクルを機能させることが期待される。

監査については、監査法人による会計監査を受けている。期中と期末に監査を行い、予算編成及び予算執行の適切性のチェックを受けている。

予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは、プロジェクトベースの受託事業においては、受託前に予算計画を提出し承認を得るようにしており、事後の報告を踏まえて、そのプロセスの中で総括を行っている。

以上のことから、大学運営の適切性を点検・評価するとともに、法令に基づく監査及び内部監査を行っているといえる。

**(2) 財務**

**<概評>**

**① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定してい**

るか。

「学校法人先端教育機構第1期中期計画」（2020年度～2024年度）を策定し、同計画において、財務戦略の基本方針として、理念に基づいた教育研究への投資、施設設備の最新状態への更新・維持を両立できる財務体質として「永続的に発展できる財務体質」の構築を掲げ、具体的には「基本金組入前当年度収支差額のプラスを維持する」ことを目指している。この目標を達成するため、財務基盤の安定化には、専門職学位課程以外の多面的な収入の確保が必要であると認識し、「専門職学位課程の授業が開講していない平日の昼間の時間帯を活用したプロジェクト研究の実施」や「企業や自治体からの受託事業」のほか、「事業構想大学院大学出版部による出版事業」等に取り組んでいる。

また、「事業構想大学院大学 運営方針」において、財務方針として「戦略的な予算編成」「適切な予算執行」「コスト構造把握」の3つを掲げている。

上記のように、中期計画において財務戦略の基本方針を示すとともに、財務方針を策定している。しかし、いずれにおいても、達成すべき財務に係る具体的な数値目標、目標達成の年度・期間は示されておらず、財務シミュレーションも策定していない。今後は、中期計画に付随した財務シミュレーションを行うことも含め、「学校法人先端教育機構第1期中期計画」や「事業構想大学院大学 運営方針」に掲げた目標の達成、そのための取り組みに関する具体的な財務に係る数値目標等を明示した中・長期の財政計画を策定することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「その他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率は低く、教育研究経費比率は一部年度を除いて高くなっている。また、事業活動収支差額比率は、法人全体、大学部門ともに概ね平均を上回っている。貸借対照表関係比率については、同平均と比べ、純資産構成比率及び流動比率は低い状況にあるが、「要積立額に対する金融資産の充足率」は経年的に高い水準にあることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているといえる。

外部資金については、科学研究費補助金は一定程度獲得できており、文部科学省のリカレント教育事業にも2021年度から3年間連続で採択されている。しかし、科学研究費補助金等の外部資金の獲得を奨励してはいるが、そのための支援は特に行っていないことを点検・評価しているため、今後は、研究支援に係る体制の整備を進め、外部資金の獲得に向けた具体的な支援策を講じることが望まれる。

以上

## 事業構想大学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	学校法人先端教育機構 寄附行為
	学校法人先端教育機構 パンフレット
	「事業構想大学院大学の基本理念」(設置申請当時)
	事業構想大学院大学「設置の趣旨等を記載した書類」
	事業構想大学院大学 学則
	事業構想大学院大学 ホームページ「理念・目的・三つのポリシー」
	事業構想大学院大学ホームページ「広報誌ダウンロード」
	事業構想大学院大学パンフレット
	学校法人先端教育機構 第1期中期計画(概要)
	事業構想大学院大学 中期(令和3~5年)計画
	事業構想研究 第1号~第6号
	2 内部質保証
事業構想大学院大学「教育課程連携協議会」規程	
事業構想大学院大学「教育課程連携協議会」議事録(2022年度・2023年度)	
2020年度「自己点検・評価報告書」(p11)	
2021年度・2022年度「自己点検・評価シート」	
学校法人先端教育機構「情報公開規程」	
2024年度 事業構想大学院大学「募集要項」	
2023年度 事業構想大学院大学「院生便覧」	
学校法人先端教育機構「情報セキュリティ関連規程」	
学校法人先端教育機構「個人情報の保護に関する規程」	
事業構想大学院大学ホームページ「情報公開」	
2023年度 委員会体制	
事業構想大学院大学運営方針(2023年3月11日)	
3 教育研究組織	月刊事業構想メディアガイド(媒体資料)
	事業構想大学院大学 専任教員α会議 議事録(2023年度)
	事業構想大学院大学 教育研究委員会規程
	事業構想大学院大学 校舎責任者会議(第1回)議事録
4 教育課程・学習成果	事業構想大学院大学 学位規程
	事業構想大学院大学「2023年度授業科目一覧」
	2021年度 経営系専門職大学院認証評価結果(大学基準協会)
	2023年度シラバス記入フォーマット
	2023年度2年次ゼミ担当教員連絡会議まとめ
	2024年度事業構想計画書指導方針
	事業構想大学院大学 ティーチング・アシスタント規程
	事業構想大学院大学 入学前の既修得単位等の認定に関する規則
	事業構想大学院大学 履修証明プログラムに関する規程
	事業構想大学院大学 修了審査委員会規程
	院生面談・アンケート・修了生アンケート項目整理表(2023年度)
	院生アンケート集計結果報告書(2022年度)
	事業構想計画書最終審査会 評価方法、評価シート(個票・総合票)
	事業構想大学院大学 教育課程連携協議会規程

	事業構想大学院大学「教育課程連携協議会 議事録」(2022年度・2023年度)
5 学生の受け入れ	事業構想大学院大学プレスリリース「事業承継コース開設について」
	事業構想大学院大学 アドミッション・オフィス規程
	事業構想大学院大学「2024年度 入学試験の手引き」
	事業構想大学院大学「入学試験評価シート」
	事業構想大学院大学「人材開発連携企業入試 募集要項」
	事業構想大学院大学「人材開発連携企業認定審査申請書」
	厚生労働省キャリア形成支援室説明資料(2023年8月7日)
	事業構想大学院大学ホームページ「入学案内」
6 教員・教員組織	学校法人先端教育機構 教員任免規程
	事業構想大学院大学 教員評価制度規定
	常勤教員目標設定シート(2023年度)
	事業構想大学院大学「模擬授業審査シート」
	社会構想大学院大学 実務教育研究科パンフレット
	2023年度第1回～第4回_FD研修資料(実施要領、配布資料抜粋、出欠状況)
	事業構想大学院大学ホームページ「教員紹介」
	Researchmap(国立研究開発法人科学技術振興機構(JST))
7 学生支援	学校法人先端教育機構 ハラスメント防止に関する規程
	事業構想大学院大学 教育・研究倫理規程
	事業構想大学院大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
	事業構想大学院大学 調査対象者又は実験対象者を扱う研究の倫理規程
	「倫理審査チェックリスト」の作成指導に関するお願い
	「倫理審査チェックリスト」作成ガイドライン
	事業構想大学院大学 倫理審査委員会規程
	2023年度青楠祭の開催内容
	「ネクスト地域イノベーター養成プログラム」について
	1年次院生面談 実施報告(2023年度夏季、後期)
	2023年度第7回院生委員会 議事録
事業構想大学院大学ホームページ「奨学金・教育ローン」	
青楠会と学長の意見交換会 議事録(2023年12月23日開催)	
8 教育研究等環境	2023年度 事業構想大学院大学「教員便覧」
	電子書籍に関して
	学校法人先端教育機構 講師料・謝金規程
	事業構想大学院大学ホームページ「アクセス」
9 社会連携・社会貢献	事業構想大学院大学 事業構想研究所規程
	プロジェクト研究一覧(2013～2023年度)
	機関別大学認証評価結果(2017年・大学基準協会)
	事業構想大学院大学ホームページ「事業構想大学院大学出版部」
	事業構想大学院大学ホームページ「広報誌ダウンロード」
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	学校法人先端教育機構ホームページ
	学校法人先端教育機構ホームページ「情報公開」
	学校法人先端教育機構役員名簿(2023年度)
	事業構想大学院大学 学長選出規程
	事業構想大学院大学 研究科長選出規程
	事業構想大学院大学 学監選出規程
	事業構想大学院大学 教授会規程
	事業構想大学院大学 教育研究委員会規程
	事業構想大学院大学 院生委員会規程
	事業構想大学院大学 入試委員会規程
	学校法人先端教育機構 経理規程
	学校法人先端教育機構 経理規程・附属経理専権事項に関する規程

	学校法人先端教育機構 事務組織規則
	学校法人先端教育機構 就業規則
	学校法人先端教育機構 組織別職員配置図
	学校法人先端教育機構 SD 研修会資料 (2023 年 9 月 19 日)
	監事による監査報告書
	監査法人監査報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	学校法人先端教育機構 決算報告書
その他	2023 年度_FD 研修会出欠状況集計
	2023 年度_SD 研修会出欠状況集計

事業構想大学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	2024 年度第 3 回 FD 研修実施要領
2 内部質保証	事業構想大学院大学内部質保証・プロセス図
	2023 年度第 1 回「院生委員会」議事録
	事業構想大学院大学「認証評価準備会内規」
	2019 年度外部評価委員会報告書
	2024 年度教育課程連携協議会 議事録
	事業構想大学院大学「学監選出規程」
	2023 年度 4 月教授会_2023 年度委員会等体制
	2023 年度自己点検・評価報告書 執筆分担
	2023 年度 3 月（第 7 回）代議員会 議事録
	2023 年度 12 月（第 5 回）代議員会 議事録
	事業構想大学院大学「自己点検・評価委員会規程」
	2021 年度・2022 年度「自己点検・評価シート」
3 教育研究組織	2021 年度 8 月（第 5 回）教授会_議事録
	2021 年度第 2 回理事会_第 2 回評議員会_仙台校開設
4 教育課程・学習成果	2024 年度 事業構想大学院大学院生便覧
	2023 年度シラバスフォーマット
	2024 年度 1 年次院生面談 実施報告（夏季・全校舎）
	2024 年度 事業構想計画書執筆要領
	2024 年度「事業構想計画書」2 年次ガイダンス資料
	2024 年度「事業構想事例研究」オリエンテーション資料
	修了生アンケート結果報告（2022 年 3 月度修了生対象）暫定版
	2024 年度第 3 回院生委員会議事録
	2024 年度 9 月（第 3 回）教授会資料
	2 年次ゼミ担当教員連絡会報告書
2024 年度事業構想計画書 指導方針（2023 年度第 5 回教授会資料）	
5 学生の受け入れ	2024 年度第 1 回代議員会資料
	2024 年度第 2 回代議員会議事録
	「事業構想研究」pp61-66_田村ほか
	【プレスリリース】九州旅客鉄道と人材開発連携協定締結
	2024 年度 入学試験の手引き（実施マニュアル）
6 教員・教員組織	校舎別学生在籍状況（2024 年 9 月現在）
	校舎別教員在籍状況（2024 年 9 月現在）
7 学生支援	2023 年度第 5 回院生委員会
8 教育研究等環境	学校法人先端教育機構 危機管理基本マニュアル
	図書室分類別冊数統計（2024 年 9 月）
	図書室受入れ蔵書リスト（2021～2024 年度）
	事業構想研究のための基本書リスト
	東京校 2 号館 6 階平面図
10 大学運営・財務 （1）大学運営	2024 年秋事業構想大学院大学入職者研修
その他	事業構想計画書
	学長プレゼン資料
	専任教員 α 会議議事録
	学生成績分布

